

【差し替えのお願い】全建総連『税金特集号』の訂正について

1. 修正箇所

(1) 10 ページ下部 扶養控除の適用範囲 (再掲)

誤	扶養控除の対象となる扶養親族とは、令和 7 年 12 月 31 日現在 (年の途中で死亡した人の場合は、その死亡日) に、生計を一にする親族で、令和 7 年中の合計所得額が 48 万円以下 の人です。
正	扶養控除の対象となる扶養親族とは、令和 7 年 12 月 31 日現在 (年の途中で死亡した人の場合は、その死亡日) に、生計を一にする親族で、令和 7 年中の合計所得額が 58 万円以下 の人です。

(2) 10～11 ページ (再掲)

確定申告書に対応する項目別解説の吹き出しにつきまして、矢印の指し示す位置に一部誤りがございました。正しくは添付資料の通りです。

【該当する項目】

④⑤復興特別所得税額、⑤⑩申告納税額、⑤⑪予定納税額、⑤⑫納める税金、
⑤⑬公的年金等以外の合計所得金額、⑤⑭配偶者の合計所得金額、⑤⑮延納届出額

(3) 11 ページ

・「復興特別所得税額」の吹き出し

誤	平成 25 年より基準所得額④⑤に 2.1%を乗じた復興特別所得税が課税されます。1 円未満切り捨て。
正	平成 25 年より基準所得額④④に 2.1%を乗じた復興特別所得税が課税されます。1 円未満切り捨て。

・「予定納税額」の吹き出し

誤	前年に納税額が 15 万円以上あった場合は、令和 7 年 7 月と 11 月に予定納税をしています。⑤⑫納税額が印字されている場合は⑤⑪から差し引きます。
正	前年に納税額が 15 万円以上あった場合は、令和 7 年 7 月と 11 月に予定納税をしています。⑤⑪納税額が印字されている場合は⑤⑩から差し引きます。

2. 添付資料について

修正箇所を示したデータを添付いたします。併せてご確認及びご活用いただけますと幸いです。